

空港土木施設点検評価技士の継続学習および資格の更新について



令和2年2月
一般財団法人 港湾空港総合技術センター
審査・認定部

1. 継続学習の概要

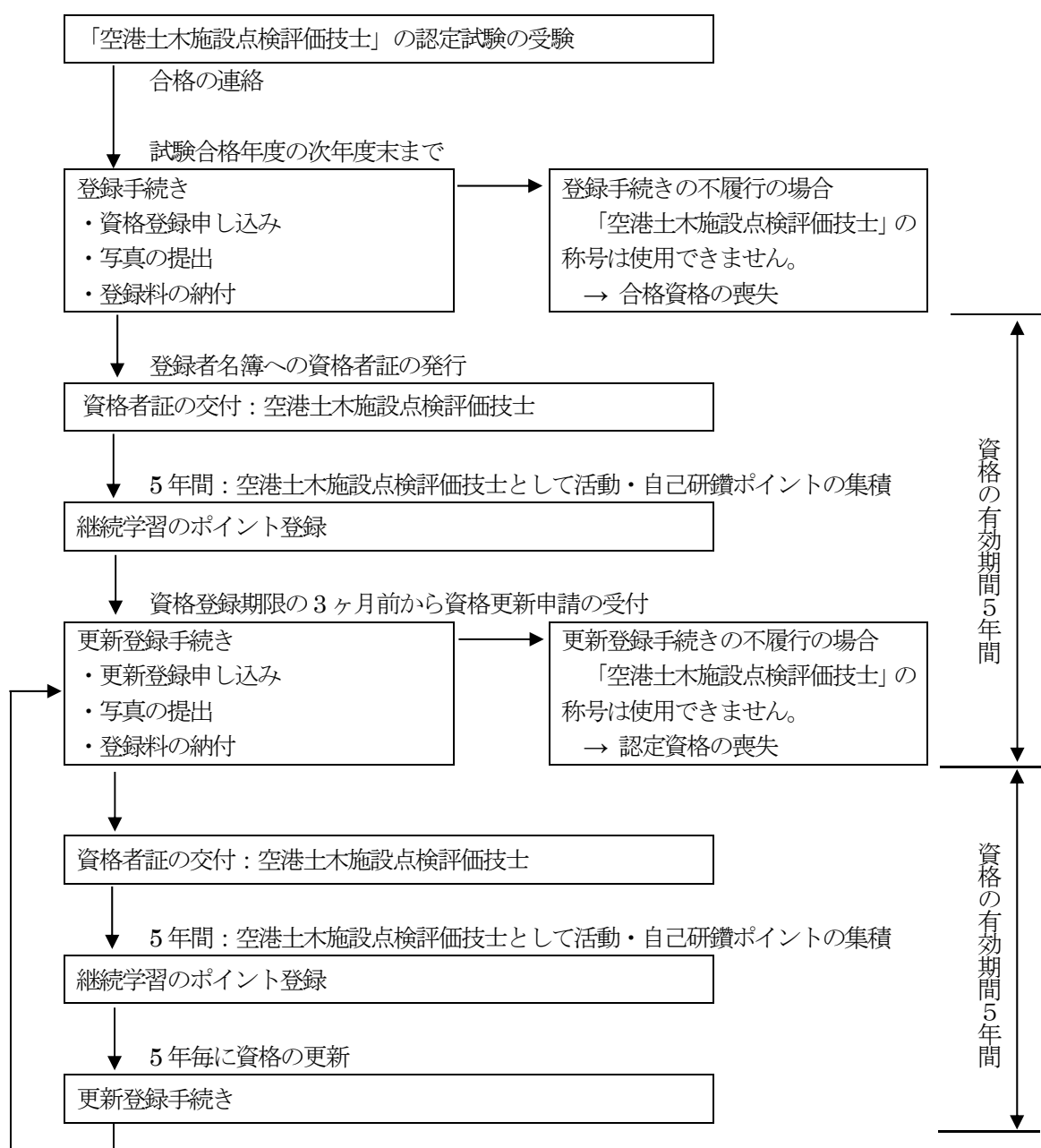
(1) 継続学習の目的

継続学習制度は、資格更新に際し、所定の継続学習単位の取得を条件とすることにより、継続学習の奨励及び支援を行い、空港土木施設点検評価技士としての能力及び資質の維持・向上に寄与することを目的とします。そのため、継続学習は、主として以下の分野を対象としています。

- 1) 空港土木施設の点検・評価又は空港土木施設に関する測量、地質土質調査若しくは工事（以下、「空港土木技術業務」という。）
- 2) 舗装に係る技術

(2) 資格更新制度

「空港土木施設点検評価技士」資格者は、資格の有効期間内に「認定事項とポイント」表に基づき合計 200 ポイント以上の継続学習の単位を取得する必要があります。資格更新の概要を下記フローに示します。



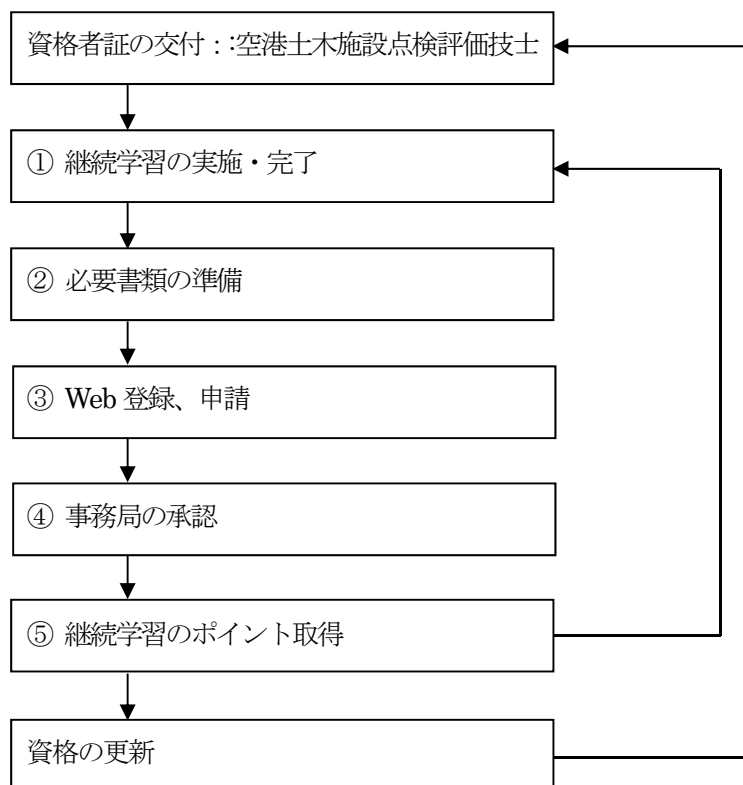
(3) 継続学習のフロー

1) 継続学習の評価単位

「継続学習」の評価は、学習単位「ポイント」で表記します。

2) 推奨する取得学習ポイント数

継続学習ポイントの取得は、活動分野の総計が5年間で200ポイント以上を推奨しています。ポイント数は、自分の専門分野を考慮しながら将来に向かって学習計画を立て、年平均40ポイント以上で、各分野毎にバランスの良いポイント数の取得に心掛けてください。また、継続学習が修了してから6ヶ月以内に登録することを基本とします。



① 継続学習の実施・完了

継続学習の認定項目を確認して、学習計画を立て継続学習を実施します。

② 必要書類を準備

登録時に必要な書類を準備します。例えば、実務経験の登録にはコリンズまたはテクリスデータ等が必要になります。認定項目により添付する書類が異なりますので、事前に確認して準備をお願いします。

③ Web登録、申請

継続学習完了後、資格登録者のページからログインして申請に必要な事項を記載し、必要書類を添付し登録、申請を行います。登録完了後に事務局で登録内容に間違い等がないかの確認を実施し問題がなければ、事務局で承認をします。承認が完了すると申請者にポイントが付与されます。

④ 事務局の承認

申請者が登録したデータの内容を確認、審査し、適切な場合、継続学習ポイントとして承認します。申請された継続学習の内容等に当たり、必要に応じて実施を証明する書類の提出や、申請者への確認、問い合わせを行うことがあります。

また、登録した記録に誤りがあると認められた場合には、速やかに記録の訂正を行います。事務局が誤りを見つけた場合には、利用者本人の同意を得ないで記録の修正を行うことがあります。

⑤ ポイントの取得

事務局が承認することにより、ポイントを取得することができます。取得したポイントについては、申請者が、資格登録者のページからログインして確認してください。

2. 継続学習形態とポイント

継続学習は、次に示す「活動分野」ごとにポイントを定めます。

(1) 空港土木技術業務の実務経験

空港土木技術業務の記録を登録します。空港土木技術業務の実務経験とは、現地での空港土木技術業務に直接的に係わる技術業務の実務経験をいい、空港土木技術業務の発注者の立場での監督あるいは検査業務も含むものとします。

空港土木技術業務（1件につき）に従事した期間とポイントの関係を、下記に示します。なお、業務の種類や数量、立場等でポイントが変わることはありません。

1) 申請についての注意事項

- ① 期間や空港土木技術業務の内容は、コリンズ・テクリスデータによる確認や、民間の工事や業務等にあっては社印による証明を求めます。
- ② コリンズ・テクリスのデータでは、記載されている工期を記入してください。事前準備や残務整理の期間は含みません。
- ③ 2件以上の空港土木技術業務担当等の重複している期間は、どちらか一方の期間を適用します。

1年未満の空港土木技術業務

従事期間	ポイント	備考
3ヶ月未満	30ポイント	
3ヶ月以上 12ヶ月未満	60ポイント	

1年以上の空港土木技術業務

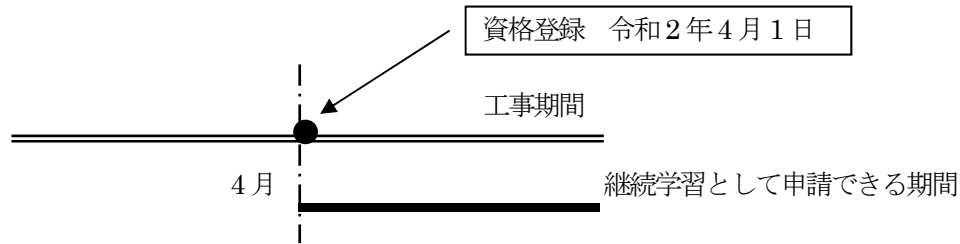
従事期間	ポイント	備考
1年目	60ポイント	
以後12ヶ月未満	15ポイント	
以後12ヶ月ごと	30ポイント	

ポイントの算定例

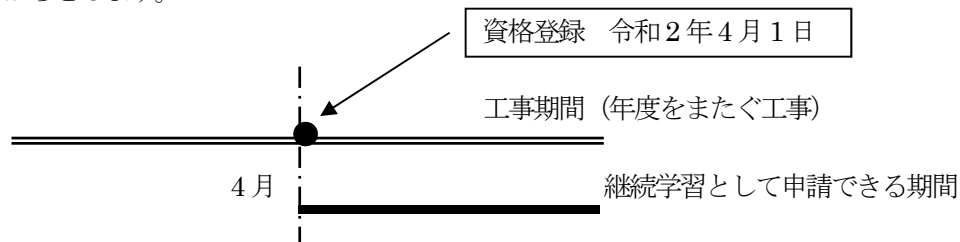
- ① 2ヶ月の空港土木技術業務 30ポイント
- ② 10ヶ月の空港土木技術業務 60ポイント
- ③ 18ヶ月の空港土木技術業務 75ポイント (60+15ポイント)
- ④ 30ヶ月の空港土木技術業務 105ポイント (60+30+15ポイント)

2) 初年度の継続学習として申請できる空港土木技術業務期間

令和元年度試験に合格した資格登録者の空港工事に関する実務経験の対象工事は、令和2年4月1日からの工事を対象とします。



なお、年度をまたぐ工事等も対象としますが、継続学習として申請できる期間は、令和2年4月1日からとします。



(2) 空港土木技術業務に関する技術報告の提出

空港土木技術業務に関する技術報告等を提出することによりポイントを取得できます。報告書1件につき20ポイント取得できます。

(3) 空港土木技術業務に関する「技術報告集」への掲載

提出された「技術報告書」の中から空港土木技術業務の発展、技術の伝承及び技術者の育成等において適切な報告を選定し、「技術報告集」として発行します。技術報告集に掲載された場合、20ポイント加点されます。なお、掲載にあたっては、提出者に対し事前に連絡をします。

(4) 「技術報告会」での発表

「技術報告集」に掲載された報告のうち、技術的に特に優れたものについては、「技術報告会」において発表をお願いします。報告会の発表後、30ポイント加点されます。

(5) 「技術報告会」の聴講

「技術報告会」を聴講することにより10ポイント加点されます。

(6) 関連技術の報告

空港土木技術業務に関連する技術開発、現場支援を行った業務に関する報告書を提出することにより、20ポイントを取得することができます。なお、関連部署での業務実績証明書を併せて添付してください。

(7) 講習会、研修会への参加

空港土木施設点検評価技士が、下記の関連団体等の機関（以下、「機関」という）が主催している空港土木技術業務または舗装に係る技術に関する講習会、研修会等に出席することにより取得できる継続学習の単位は、受講ごとに10ポイント、また、講師として従事した場合は50ポイントとします。ただし、（一財）港湾空港総合技術センター主催の空港土木技術業務または舗装に係る技術に関する講習会、研修会等により取得できる継続学習の単位は、受講ごとに50ポイントとします。なお、複数日にわたる講演会でも、その長さにかかわらず1講演会につき10ポイントまたは50ポイントとします。出席および講習・研修の内容が確認できる書類の提出をお願いします。

- 1) 国土交通省航空局、地方航空局
- 2) 国土交通省港湾局、地方整備局
- 3) 国土交通省国土技術政策総合研究所
- 4) 国土交通省北海道局、北海道開発局
- 5) 内閣府沖縄振興局、沖縄総合事務局
- 6) 地方公共団体
- 7) (国研) 港湾空港技術研究所
- 8) (国研) 土木研究所
- 9) (一財) 沿岸技術研究センター
- 10) (一財) 国土技術研究センター
- 11) (一社) 寒地港湾技術研究センター
- 12) (一社) 日本建設業連合会
- 13) 日本港湾空港建設協会連合会
- 14) 空港会社（成田、中部、関西等）
- 15) (一財) 港湾空港総合技術センター

(8) 継続教育の更新

下記の関連団体（以下、「団体」という）が実施している「継続教育制度」に参加し、団体の資格等の更新を認められた場合に、10ポイント取得できます。ただし、資格更新までの期間内に、1団体とします。期間内の資格更新記録（証明書）の添付をお願いします。

- 1) (公社) 日本技術士会
- 2) (公社) 土木学会
- 3) (公社) 日本コンクリート工学会
- 4) (一財) 建設業技術者センター
- 5) (一社) 建設コンサルタンツ協会
- 6) (一社) 日本環境アセスメント協会
- 7) (公社) 日本測量協会
- 8) (一社) 日本道路建設業協会
- 9) (一社) 全国土木施工管理技士会連合会

(9) 技術論文の掲載

技術論文を土木工事関連誌、あるいは上記の機関・団体の発行する情報誌又は論文誌等に掲載すれば、30ポイント取得できます。ただし、空港土木施設点検評価技士が所属する会社等の発行するものは除きます。

(10) 技術講習会

SCOPEが開催する技術講習会を受講すると、60ポイント取得できます。また、受講報告書を作成し、その内容が適切と評価された場合には、40ポイント取得できます。

3. 資格の更新

更新期間の5年以内に所定の継続教育ポイント（200ポイント以上）を取得した資格者は、有効期間の終了日の3ヶ月前から終了日の2ヶ月後までの間に、更新申請を行ってください。事務局で申請書類を確認後、次の5年間の資格認定証を発行します。

更新に当たっては、次の点にご注意ください。

- ① 有効期間中に取得した200ポイントを超過したポイントについては、繰り越すことはできません。
- ② 更新時に海外の工事に従事するなど、所定の手続きが困難あるいは不可能な場合などは、事務局にご相談ください。

なお、更新手数料として、11,000円（税込み）が必要となります。

4. 資格の失効

有効期間中に更新ができなかった場合、資格は失効します。失効により登録情報のすべて（記録を含む）が削除され、以降のお問い合わせに応じることはできなくなります。

ただし、失効後1年間に限り、条件を満足すれば、資格の回復が可能となります。条件の詳細は、HPを閲覧するか事務局にお問い合わせください。

5. 認定証の再発行

認定証の紛失等により再交付を希望する場合は、認定証再交付申請書（様式 再交1）を提出してください。申請書類等については事務局にお問い合わせください。

6. Q&A

Q：ポイントは、5年間まとめて申請することは可能でしょうか？

A：継続学習の目的は、更新期間の5年間に進歩、変化する技術等を習得して、実践に役立つレベルの維持・向上を図ることにあります。そのため、5年間にできるだけ継続して学習し、平均してポイントを取得していただくことが望ましいと考えています。また、内容の確認のため、実施後6ヶ月以内に申請されていることを基本とします。

Q：ポイントの申請に費用はかかりますか？

A：ポイントの申請には費用はかかりません。各資格者がインターネットから申請していただくようお願いします。事務局においては、書類やFAXによる登録の代行は行っていません。

Q：他の資格でも同様なポイント制をやっていますが、そのポイントと互換性はあるのでしょうか？

A：他の資格のポイントと互換性はありません。

Q：空港土木技術業務部門からはずれた場合はどうなりますか？

A：計画的に継続学習を行っていけば、ポイントは無理なくクリアできると考えています。技術講習会、関連団体の講習会・研修会への参加や、空港土木技術に関する報告書の提出等、担当業務に応じたポイントの取得をお願いします。

更新条件：期間内（5年）で200ポイント以上とする。

種 別	認 定 項 目			ポイント数	備 考	
A	施 工 経 験	業 務 従 事 実 績	空 港 土 木 技 術 業 務 の 実 務 経 験	12ヶ月超過 (1件につき)	最初の12ヶ月 60ポイント	元 請 け 工 事 ・ 業 務 は、 コ リ ン ズ 又 は テ ク リ ス 登 録 デ ー タ を 添 付 下 請 け 工 事 ・ 業 務 は、 所 属 長 の 証 明 書 を 添 付
					以後12ヶ月ごと 30ポイント	
					以後12ヶ月未満 15ポイント	
				12ヶ月未満 (1件につき)	3ヶ月以上 60ポイント	
					3ヶ月未満 30ポイント	
B	施 工 技 術 の 報 告 実 績	空 港 土 木 技 術 業 務 に 関 する 技 術 報 告 書 の 提 出	提 出	20ポイント (1件につき)		
C			空 港 土 木 技 術 業 務 に 関 する 技 術 DB に 登 録	登 録	20ポイント (1件につき)	
D			空 港 土 木 技 術 業 務 に 関 する 技 術 報 告 会 で 発 表	発 表	30ポイント (1件につき)	
E			空 港 土 木 技 術 業 務 に 関 する 技 術 報 告 会 を 聴 講	聴 講	10ポイント (1件につき)	
F			空 港 土 木 技 術 業 務 に 関 する 関 連 技 術 報 告 書 を 提 出	提 出	20ポイント (1件につき)	
G			継 続 学 習 実 績	下 記 機 関 等 が 開 催 す る 講 習 、 研 修 会 ・ 国 土 交 通 省 航 空 局 ・ 地 方 航 空 局 ・ 国 土 交 通 省 港 湾 局 ・ 地 方 整 備 局 ・ 国 土 交 通 省 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 ・ 国 土 交 通 省 北 海 道 局 ・ 北 海 道 開 発 局 ・ 内 閣 府 沖 縄 振 興 局 ・ 沖 縄 総 合 事 務 局 ・ 地 方 公 共 団 体 ・ (国 研) 港 湾 空 港 技 術 研 究 所 ・ (国 研) 土 木 研 究 所 ・ (一 財) 沿 岸 技 術 研 究 セ ン タ ー ・ (一 財) 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー ・ (一 社) 寒 地 港 湾 技 術 研 究 セ ン タ ー ・ (一 社) 日 本 建 設 業 連 合 会 ・ 日 本 港 湾 空 港 建 設 協 会 連 合 会	参 加	10ポイント (1件につき) ----- ただし、本資格 に必要な技術力 の向上に大きく 貢献するものに ついては、最大 30ポイント
	(一財) 港湾空港総合技術センターが主催する講習、 研修会				20～最大50 ポイント (1件につき)	
	・上記機関等が主催する講習、研修会等で講師として 従事した場合	講 師			50ポイント (1件につき)	
H	継 続 学 習 実 績	下 記 団 体 の 継 続 教 育 の 更 新 ・ (公 社) 日 本 技 術 士 会 ・ (公 社) 土 木 学 会 ・ (公 社) 日 本 コ ン ク リ ー ト 工 学 会 ・ (一 財) 建 設 業 技 術 者 セ ン タ ー ・ (一 社) 建 設 コ ン サ ル タ ン ツ 協 会 ・ (一 社) 日 本 環 境 ア セ ス メ ン ト 協 会 ・ (公 社) 日 本 測 量 協 会 ・ (一 社) 日 本 道 路 建 設 業 協 会	資 格 更 新	10ポイント (一団体につい てのみ)	期 間 内 の 資 格 更 新 記 録 (証 明 書) を 添 付	
I		○上記G、H団体での技術論文の掲載 ○空港土木技術業務関連誌に技術論文の掲載	掲 載	30ポイント (1件につき)	掲 載 さ れ た 論 文 等 を PDF に 変 換 し て 添 付	
J	技 術 講 習	① 技術講習会	受 講	60ポイント	技 術 講 習 会 の 受 講 に つ い て、 一 回 限 り と し な い。	
		② 修了報告書	提 出	40ポイント		

資格更新に必要なポイントの取得例

種別	継続学習の分野		ポイント	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6	ケース7									
				実務経験有り						実務経験無し									
				実務経験1年以上有り	実務経験3ヶ月以上有り		実務経験3ヶ月未満有り												
A	業務従事 実務経験	12ヶ月 超過	最初の12ヶ月	60	1	60													
			以後12ヶ月毎	30															
			以後12ヶ月未満	15	1	15													
		12ヶ月 未満	3ヶ月以上	60			1	60	1	60									
			3ヶ月未満	30					1	30	2	60	1	30					
B	技術報告	空港土木技術業務に関する技術報告書の提出		20	1	20		1	20	2	40	1	20						
C		空港土木技術業務に関する技術報告集に掲載		20	1	20				1	20					1	20		
D		空港土木技術業務に関する技術報告会で発表		30	1	30				1	30					1	30		
E		空港土木技術業務に関する技術報告会を聴講		10	1	10				1	10	1	10	1	10				
F		空港土木技術業務に関する関連技術報告書を提出		20					1	20									
G		講演会等の聴講	聴講	SCOPE以外で主催の講習、研修会で空港土木技術業務または舗装に係る技術に関するもの	10	2	20	2	20	3	30	2	20	2	20	3	30	3	30
	SCOPE主催の講習、研修会			10					1	10									
	SCOPE主催で空港工事または舗装に係る技術に関するもの			50	1	50	1	50			1	50	1	50	1	50			
	講師		50													1	50		
H	他団体の継続教育の更新		10					1	10					1	10				
I	空港土木技術業務関連誌に技術論文等の掲載		30					1	30					1	30				
J	技術講習会	講習会		60			1	60				1	60	1	60	1	60		
		終了報告書		40			1	40					1	40	1	40	1	40	
取得ポイント数						225		230		210		230		230		230		230	
《備考》						空港土木技術業務の現場担当								本社の技術担当、空港土木技術業務以外の現場担当など					